

戦国期大友氏の年中行事と家臣団

大塚 俊 司

はじめに

大名権力による秩序形成の問題を考える場合、まず最初に究明すべきは家臣団編成の実態であろう。大名領国が在地領主制を基盤にして成り立っている以上、領国内に存在する多様な領主層がどのような形で編成され、大名の権力体を構成していたかを解明する事は、重要な課題である。特に従来の戦国大名研究にあつては、家臣団の編成は前段階の守護大名や國人領主のそれとは一線を画す、重要な要素と理解されてきたと言える。しかしながら大名の家臣団編成に関しては、寄親寄子制など軍事における編成方式を、とりわけ寄子となる下級家臣の存在を重視しながら追求していく研究が中心的な位置を占めており、家臣団を構成する諸々の身分集団間の位置関係や、家臣団の総体としての秩序構造の在り方に関しては、これまで問題にされる事が少なかったように思われる。

このような問題関心に基づく先行研究としては、毛利氏を素材とした村田修三氏・矢田俊文氏の論考⁽¹⁾が挙げられる。両氏の研究では、正月における参賀の順序を手がかりにして、家臣団中の諸集団がどのように身分編成されていたかが具体的に明らかにされており、毛利氏家臣団の構造を理解する上で大きな成果を上げている。ここで注目すべきは家臣団編成を考察する際の材料として、正月参賀という儀礼が選ばれている点であろう。儀礼の実態究明が、家臣団編成の様相を明らかにする上で有

効な方法となり得る事が読み取れる。それは単に毛利氏研究のみに止まるものではなく、他の大名の場合についても同様の事が言えるであろう。儀礼に関する史料がある程度豊富に伝えられている大友氏に關しても、成果が期待できるはずである。また大友氏は鎌倉期以来の守護の系譜を引く大名で、国人領主出身の毛利氏とは出自が異なっている点で、毛利氏とは違った家臣団編成の類型を検出し得る素材と考える。

戦国期における大友氏の家臣団編成については、従来様々な説が出されている。まず田北学氏⁽²⁾・外山幹夫氏は、近世の中頃に編纂された「豊陽志」⁽⁴⁾や「志手文書」⁽⁵⁾大友部下姓氏付等を根拠に、大友氏家臣団が同紋衆・国衆・新参衆の三区分に編成されていたと指摘している。ただしこれら三区分のうち国衆については、田北氏は大友氏の有力庶家と解釈し、一方外山氏は大友氏一族としており、両者の見解は異なっている。次に橋本操六氏⁽⁶⁾は、田北・外山両氏が挙げた「志手文書」大友部下姓氏付に対し、偽文書の可能性を提起するなど、両氏が根拠とした史料に再検討を加え、その上で同紋衆・国衆・新参衆の三区分による編成方式の存在を否定した。ただ橋本氏の場合、同紋衆・国衆・新参衆の三区分による編成方式を否定しながら、それらに替わる家臣団編成像を提示するには至っていない。さらに福川一徳氏⁽⁷⁾は、義鎮代の初期までは同紋衆・他姓衆・新参衆の三区分によって編成されていたとしつつも、その後の時期については御一家衆・近辺衆・国人衆・郡郷庄衆という四区分による編成像を提示した。福川氏が根拠としたのは、文禄元年(一五九二)の朝鮮出兵の際に作成された大友氏家臣団の着到⁽⁸⁾であるが、この史料には氏が掲げた御一家衆・国人衆・近辺衆の名称は記載されており、これらをどの史料から検出したのかは明記されていない。このように大友氏の家臣団編成像は、未だ統一見解が得られていないのである。

この問題を解決するためには、より多くの知見を与えてくれる史料が必要であるが、残念ながら現在までに言及されている同時代史料の中からは、その条件を満たす史料を見出す事はできない。そこで、大友家に伝来した種々の故実書に着目したい。大友家の故実書の多くは、田北学氏によって活字化・紹介されている⁽⁹⁾。中でも大友家において行われていた様々な儀礼を記録している数点の故実書⁽¹⁰⁾は注目される。これらは大友氏が豊臣秀吉によって改易処分された文禄二年(一五九三)以降、幽閉生

活の中で大友吉統に随伴した家臣達により編纂・執筆されたとされている。⁽¹¹⁾ よって正確には同時代史料と言えないものの、その信憑性については早計に切り捨ててしまふ必要はなく、充分検討に値する史料と考える。⁽¹²⁾

とりわけここで扱う「当家年中作法日記」は、大友氏の年中行事を詳細に記すのみならず、行事に関わる家臣団の在り方を多く記載した得難い史料であり、本稿の問題意識に重要な知見を与えてくれるものと思われる。大友氏の年中行事に対する家臣団の関与の仕方、あるいはその場において認められる家臣間の待遇の相違や順序等から、家臣団内部の秩序形成の在り方を探ってみたい。特に同書は一年間の行事を通して見ていく事が可能という利点があるので、複数の行事から総合的に家臣団編成像を構築できるのではないだろうか。

以下、「当家年中作法日記」に関して基礎的な検討を加えた後に、本書から窺える大友氏家臣団の在り方を考察したい。

一 「当家年中作法日記」の史料性格

本節では、「当家年中作法日記」がどのような性格の記録であるか、またいつ頃の故実を記載しているのかを検討する作業⁽¹³⁾を行い、史料としての価値を判断するための手段としたい。

本書には前年の大晦日の夜から一年後の大晦日までの記述があり、一年間の行事を行われる日にち順に列記している。その後続く部分は付け加えの記述で、一年間の行事を通して書き終えた後に、追加の知見を書き足したものと見られる。そして個々の行事に関しては、その内容、参加者、準備される品々や料理の献立、その費用や品物の負担者、担当奉行等を詳細に記録している。表現上の特徴としては、ある一定の時期を基本に、それ以前や以後の故実を適宜指摘している点が挙げられる。基本となっている記述には、それが何年頃に行われていたかを示す、時期を限定する文言が付けられておらず、ただ月日だけが明記されているに止まる。それに加え必要に応じて文中の随所に「往古」⁽¹⁴⁾「到明寺殿(義鑑代)」⁽¹⁵⁾「先代」⁽¹⁶⁾「休庵(義鎮代)」⁽¹⁷⁾「近年」⁽¹⁸⁾等といった文言の付けられた記述が、比較対象として挙げられている。よってこれらの記述が、それぞ

れいつ頃の事実を示しているのかを明らかにしておかなければならない。そのために以下のような作業を行ってみる。

四

(一) 人名からの検討

「当家年中作法日記」の記述の中に登場する人物に着目し、それらが活動していた時期を同時代史料を元に検出する作業によって、対象とされている年中行事の時期を絞り込んでみたい。ここでの手順は、記述中に時期を限定する文言が付けられているかいないかによって、時期限定のない者・「宗麟代」「休庵代」「休庵代已来」等と限定されている者・「近年」と限定されている者の三つに分けて検出を行う。⁽¹⁴⁾ 検出された人物の徴証から判明する活動時期の重複の在り方から、対象とする時期を判定してみる。

(A) 時期限定のない者

「当家年中作法日記」の中では、例えば「同船乗初也、石垣十郎兵衛尉・竹田津美濃乗初申候、」(正月二日条)というように、個々の儀礼に関わる人名が見られるが、多くはそれがいつ頃の事であったのかが明記されていない。すなわち時期を限定する文言が付けられていない記述が基本となっている。そこでまず、このような時期の限定がなされていない記述の中で登場する人物の検出を試みると、官途や実名など個人名を識別できる者が二二名挙げられる。そのうち鳥羽平兵衛尉・田尻因幡守・松崎左京亮・石垣十郎兵衛尉・竹田津美濃・戸次右近大夫・小田部民部少輔・斎藤下野守・野上越中守・吉良越中入道・野上伯耆入道・石垣大蔵入道・上野兵部少輔の二三名は、同時代史料によって実在を裏付ける事が出来た。彼らの活動時期は、天文年間から文禄年間に至るまで広く分布しているものの、天文年間や文禄年間の事例は少ない。加えて天文年間の事例は、その終わりに近い天文二〇年前後に偏っている。一方、弘治年間から天正年間にかけて、とりわけ永禄年間後半から天正年間前半に至るおよそ二〇年弱の間に事例が確認される者は一〇名に達し、この時期に多く活動が重複している様子が認められる。この期間は義鎮代の後期から義統代の前期に該当し、大友氏の全盛期とも言うべき時期に当たると言える。

(B) 「宗麟代」「休庵代」「休庵代已来」等と限定されている者

続いて、時期を限定する文言が付けられた記述の中で登場する人物の検出を試みる。ここでは「狩奉行とて狩に心得たる衆申付、休庵代より白杵掃部助・寒田紀伊入道申付候、」(三月一〇日頃条)のように、「休庵代」「宗麟代」等の文言が付けられている記述を対象とする。宗麟とは義鎮の法名、休庵とは義鎮の号であるから、前項(A)で検討した結果の年代幅とある程度重複する可能性が予測される。

「宗麟代」「休庵代」等の文言のある記述の中で登場する人物は、一三名見られる。その中で同時代史料から実在を裏付けられる者は、白杵越中守鑑速⁽²⁸⁾・白杵掃部助⁽²⁹⁾・田北内藏助⁽³⁰⁾・薬師寺備後守⁽³¹⁾・板井左京入道⁽³²⁾・小原加賀入道⁽³³⁾・野上大和守⁽³⁴⁾・桜井藤兵衛尉⁽³⁵⁾の八名が挙げられる。

ここで検出された人物の徴証からは、早い時期の事例は薬師寺備後守の天文二二年、遅い時期の事例は白杵掃部助の天正一五年が見られ、この間に分布している様子が窺える。その点では(A)で検討した年代幅と似ているが、天正一五年以後の事例は確認できなかった。

(C) 「近年」と限定されている者

さらに「近年ハ合うちに吉弘加兵衛入道宗佯たてられ候、」(三月一〇日頃条)と、「近年」の文言が付けられている記述に注目してみる。このような記述中の人物は九名が検出され、同時代史料によって吉弘加兵衛入道宗佯⁽³⁶⁾・広田大膳⁽³⁷⁾・桜井加賀入道⁽³⁸⁾・古庄丹後入道の四名を裏付ける事が出来た。件数が少ないために十分とは言えないが、吉弘宗佯を除く三名の初見は天正九年と遅く、以後十数年の間にのみ事例が見られる。吉弘宗佯については執筆者側の誤った認識か、または息子の吉弘統幸(加兵衛尉)との混同により記載されたと推察される。いずれにせよ「近年」の文言が付けられている記述は、天正年間半ば頃から以降の時期を対象としていると考えられる。つまり「当家中作法日記」の奥書にある文禄四年に一番近い時期の記述と言える。

以上、極めて断片的な史料に依拠しているために(A)(B)(C)三者の間に厳密な時期の区分を見出すまでには到らないが、大凡の傾向を読み取る事はできよう。先述したように「当家人中作法日記」は、時期を限定する文言が付けられていない記述を基本にして、必要に応じて「休庵代」「近年」等といった時期を限定する文言を付けた記述を補足的に記載している。(A)で明らかにしたように、時期を限定する文言が付けられていない記述は、永祿年間後半から天正年間前半頃を主な対象としていると考えられ、よってこれが本書の基本的な対象時期と言える。そしてそれと一程度重複する形で、義鎮の代である天文年間末以降を対象とする記述が加えられ、さらに義統代後半から義延代にかけての天正年間後半以降を対象とする記述が続けられている。

(二) 行事からの検討

続いて「当家人中作法日記」に記録されている大友家人中行事の内容に視点を移し、それぞれの行事のなかで可能な部分については同時代史料から裏付けを試みる。この作業は人名からの検討と同様に、その史料価値を判断するために不可欠であると共に、大友家人中行事の性格を理解するためにも必要である。なお大友家人中行事の詳細な内容は、既に小泊立矢氏によって解説されているので、ここでは最小限に止めておきたい。

① 大晦日～正月朔日未明

前年の大晦日の夜、大友氏の館の「大おもて」に据え置かれる品々の中には梅干が含まれているが、梅干は由原宮師または真光寺から進上されていた。また梅干は、元旦の未明には茶請としても用いられている。

由原宮師については、大友親治が発給した礼状が伝えられており、これによると由原宮師が歳暮に大友氏に進上した品物の中に梅干が見られ、しかも「恒例梅干」と記されている。よって由原宮師による梅干の進上は、親治の代には既に恒例化していた事が分かる。同じく真光寺の場合も、大友宗麟と義統が送った歳暮の礼状が伝えられており、真光寺からの梅干の進上が

裏付けられる。

② 正月朔日碗飯

朔日の碗飯は直入郷から用意され、志賀氏がこれを担当している。

朔日に碗飯が行われていた徴証については、室町初期にあたる応永一〇年(一四〇三)前後には既に認められる⁽⁴⁴⁾。それによると、来年正月朔日の「御前御碗飯」すなわち大友館での碗飯を准田銭によって勤仕し、終了後に決算をするようにとの大友家当主(親著)の命令を伝えている。下って天文元年(一五三二)の事例⁽⁴⁵⁾では、大友家の年寄から志賀親守に宛てて、在陣中のため来る正月朔日の碗飯については「御前計三献之御着」を進上するようにと命じており、志賀氏による朔日碗飯の用意は、この時点では恒例化していたと言える。

③ 正月二十九日

「大おもて節」が行われる。「大おもて」とは具体的には明らかでないが、恐らく大友館の内部において公的な行事が執り行われる場所であったと推察される。この日に出される肴は、予め大友氏が分国の者に対して所望をし、これに応じて各地から進上されるのが嘉例であった。特に筑後・筑前・肥後からは珍しい肴が進上されたという。大友氏が「大おもて節」に先立って分国中に肴を所望した実例は三点が確認され、⁽⁴⁶⁾いずれも正月一日付で豊後国内の領主に宛てて発せられたものである。また肴を進上してきた者に対しては、大友家当主の礼状⁽⁴⁷⁾が出された。礼状は時期の早いものでは、筑前国香椎宮の社家三苦新太郎に宛てた大友親治の礼状⁽⁴⁷⁾があり、既に戦国期の初頭には発給がなされていた事が分かる。

④ 三月一〇日以降

方々において狩が行われた。狩場には待屋と称する建物が設置され、狩に際して使用されていたという。この待屋については、早いものでは義長の代の事例が確認できる⁽⁴⁸⁾。

⑤ 六月十五日

府内の祇園社の祭礼である祇園会に際し、大友氏は見物と社参をしている。祇園会については、大友家の年寄である吉弘鑑理・田北鑑生が右田氏ら由布院衆に宛てた書状⁽⁴⁹⁾があり、祇園会に際して事前に出府して供奉を勤めよという、大友家当主(宗麟)の命令を伝えている。

⑥ 七月一日

孟蘭盆に関連して二日と二六日には風流が催されている。風流については大友義鑑が田北左近将監(鑑元か)に、二日に
出頭して風流を馳走するよう命じた書状⁽⁵⁰⁾が残り、義鑑の代には七月一二日の風流が行われていた事が分かる。

⑦ 八月朔日

八月朔日には八朔の祝儀言上のため方々から使者が到来し、太刀や馬が進上された。大友氏が八朔に発給した礼状は、早い段階では親繁によるものが確認され⁽⁵¹⁾、室町後期にまで遡る事が明らかである。

八朔では馬が進上されているが、中でも朽網氏は牧を所持していたので代々三歳馬を進上したという。朽網氏の牧に関して、朽網宗歴が天正五年(一五七七)に嫡子鎮則に宛てた置文⁽⁵²⁾の条文に、「牧之事、従往古当所名物之様申候之条、…」とあり、記述に整合性が認められる。

⑧ 一二月一三日

「評定おさまり」の日であり、この日以降は政務に関する披露はされなくなるが、歳暮の祝儀言上だけは披露される。ここでも礼状が発給されており、早いものでは政親のものが伝えられ⁽⁵³⁾、室町末〜戦国初頭頃には行われていた様子を知り得る。

以上の事例から、大友家年中行事について大まかな輪郭を描いてみる。その成立時期は個々の行事毎によって異なっているが、少なくとも同時代史料から裏付けられる範囲では、早いものは室町期、遅いものでも戦国期の中頃、すなわち義鑑代後半〜義鎮代前半より以前には設定する事が可能である。さらに「当家年中作法日記」で随所に「到明寺殿代迄ハ…」という表現

で、義鑑代の故実が挙げられている点を合わせ考えると、遅くとも義鑑代までにはこれら個々の行事が一通り出揃ったと見るのが妥当であろう。

既に「当家中作法日記」の基本的な記述が義鎮代後半から義統代前半頃の年中行事を記録していると指摘したが、これは大友家の年中行事が一通り出揃った時期よりも一段階後に該当すると理解される。つまり義鑑代後半～義鎮代前半までに年中行事が一通り成立し、それが義鎮代後半～義統代前半、さらに義統代後半以降と下るに従って、徐々にその内容が変化していったと考えられる。

「当家中作法日記」の成立した時期は文禄四年より以前には遡らないので、義鑑より前の代における年中行事に関与していた者が在世していたとは考えられず、その様相を詳細に記憶していた者はいなかったと見て差し支えないであろう。それ故に在世する者の知見が及ぶ範囲内で、記述がなされたものと見られる。また義鑑・義鎮代の行事の在り方が、作成者にとって重要な故実と認識されていたと見られ、大友家中行事の規式成立の上で大きな影響力を持つていたと考えられる。

一方、義統代後半以降は、本書が成立したと考えられる時期に一番近いので、多くを知っていたはずであるが、これは現状報告に近い性格の記述であろう。このように「近年」の状況を頻繁に記載しているのは、裏を返せば「近年」に至って急速に行事の在り方が変化しつつあったからではないだろうか。

二 年中行事にみる家臣団

これまでに進めてきた作業を踏まえ、本稿の課題である大友氏家臣団の編成の在り方について追求したい。まず対象を正月参賀に絞り、続いて年中行事全般に広げて考察を行う。

(一) 正月参賀について

正月参賀に訪れた者は、大友家当主と対面して祝詞を述べると共に進物を献上する。これに対し当主は饗応をもって迎え、盃を与えた。この行為が何時、誰によつて、どのような順序・作法に従つて行われたかが、「当家年中作法日記」には詳細に記録されており、その場における相違が参賀する者と大友家当主との個別の関係を確認するだけでなく、家臣団全体の中での身分や序列をも規定していたと考えられる。

ところで参賀をする者の出席・欠席は厳密にチェックされていた。⁽⁵⁴⁾つまり参賀はそれ相應の強制力と緊張感の元でなされていたのであり、家臣の側から見れば忠誠心を試され、また逆に主張する場であつたと言える。

朔日における参賀の記述を見ると、この日の参賀は前後に「侍衆」とそれ以外の二部に大きく分けられていた。

一 対面次第之事、一番年寄衆、二ニ親類衆、三ニ志賀、太刀・目録にて参也、是ハ朔日碗飯直入郷ヨリ調ニ付て越年也、其故としの夜小袖一重遣候、志賀も小袖一重進上申候、其後田村、其後聞次衆、又宿老子共、近辺無余儀衆参也、(中略)侍衆盃給候て以後同朋、其次猿衆、其次かくこ衆・中間衆、其次地下之者、其次力・まやのもの・執当参候、力より後ハさいの内にハ不参候、えんにて盃給也、諸職人之事、たくミ御作、桶結ミつくり、ぬしミつくり、是ハ鍛冶番匠同前さいの内ニ参候、諸職人もそれぞれに依てハえんまで参もアリ、又尋跡専道ハつほにて対面計アリ、中間衆ヨリハ庭より参候、侍並にえんを出入不申候、

最初に年寄衆、二番目に親類衆、三番目に志賀氏が参上し、太刀と進物の目録を献上した。前節で述べたが、志賀氏は朔日の碗飯を勤仕していた関係から、三番目に位置付けられている。続いて田村氏、その後聞次衆・宿老子共・近辺衆が参上した。聞次衆以下については互いの間に「其後」ではなく「又」という文言が記されていたり、並記されたりしているので、順序が明瞭に確定されていない可能性がある。なお親類衆は福川氏によると御一家衆とも称され、宗麟の婚姻政策によって成立した集団とされている。⁽⁵⁵⁾聞次衆は、その性格・構成共に未だ明らかではない。⁽⁵⁶⁾また「近辺無余儀衆」は他の箇所では「近

辺衆」と記載されており、近辺衆という集団名と理解されるが、これについてもどのような集団であるかは未解明である。⁽⁵⁷⁾

続いて「侍衆」以外の人々の参賀の様子を見ると、順番は同朋↓猿衆↓かくこ衆・中間衆↓地下之者↓力・まやのもの・執当となっていた。「かくこ衆」は外山幹夫氏が検出した覚悟衆に該当すると思われるが、右の記述を見る限り武士身分ではなく、中間に近い性格のものと判断できよう。これらの中でも力(力者)から後は、対面が行われた部屋の数居より内側には入らず、縁側において盃を拝領しているし、また中間衆より後は縁側を通って屋敷を出入せず、庭を通っている。その他にも個別に様々な規式が定められていた事が分かる。

これらの者達が参上する朔日の参賀は、内々の、私的性格が強いものであったと見られる。そのような中でも右のように、身分集団毎に格差が付けられていたのである。

二日の記述でも対面の順序が示されている。一番は小笠原氏、次に丸山越中守⁽⁵⁹⁾、そして親類衆へと続く。この日には宿老・聞次・近辺衆の姿は見られず、一方親類衆は朔日に続いて参上している。また二日には賀来庄衆・植田庄衆・高田庄衆の参賀が記されており、諸郷庄衆による参賀の始まった様子が窺える。

二日以降の参賀をまとめて見ていくと、四日に高田庄のうち種具三人、六日に由布院衆、八日に諸郷庄の不涯衆と無足衆、一二日に山香郷衆・浦部衆、一三日に玖珠郡衆、一五日に下灘衆(未詳)が参賀をしている。中でも一二日の浦部衆(国東郡衆)、一三日の玖珠郡衆によって郡衆が遅れて参賀をしている事実が確認でき、参賀が諸郷庄衆(院衆も含む)↓郡衆の順に始められていった様子が読み取れる。この順序は一概に二者間の格差と言いつけるよりは、むしろ大友氏との親疎関係の反映と見る方が妥当であろう。ただそのように考えると、八日の不涯衆・無足衆と一二日の山香郷衆をどう解釈するかが問題になる。

「当家中作法日記」では、諸郷庄衆の参賀については不涯衆・無足衆と山香郷衆を除くと賀来庄・植田庄・高田庄の三箇所しか記録されていない。これら以外の参賀が行われなかったとは考えられないので、他の郷・庄等は明記されなかったに過ぎず、二日以降に参賀が継続して行われていたと理解する。記載されなかった理由としては、それぞれの参賀する日取りが明

確に定まっていなかったからであろう。それならば八日に不涯衆・無足衆、一二日に山香郷衆が明記されている理由は、この両者の参賀する日取りが定まっていたからと考えられるし、同時にこれらは記載されていない他の諸郷庄衆とは、多少性格が異なっていたと判断できる。

不涯衆・無足衆については、元々は大友家当主と直接の主従関係にはなかったと考えられ、⁽⁶⁰⁾ それぞれの郷・庄における地位は低いものであったと見做し得る。山香郷衆については領主層以外に、土豪層によって構成された一揆が存在し、集団として大友氏に奉公していた。⁽⁶¹⁾ あるいはこの一揆が参賀を行っていたと仮定すれば、不涯衆・無足衆よりも後に参賀の日が設定されていた事にも説明がつく。つまり、各郷・庄の枠組の中では序列が存在したと考えられる。また玖珠郡衆の例でも、「おとな衆」と「其外」では装束が明確に異なっており、郡衆内部での格差が認められる。

一 正月末二月初之比、南北国之衆参上候、規式之事何^茂雑煮にて盃給候、対面ハ参上次第也、前後ハ無之、

一 佐伯八年頭参上之時、馬一疋・千疋進上也、勿論さうに^て盃給候、其後めしよせ振舞候、酒三返也、二献めハいつも佐伯はしめ被申候、其時太刀・かたな進上候、宿老何^茂堪忍なり、又佐伯旅宿へ自身年頭の礼仕候、其時、今進上申馬をひかせ候て佐伯へ拜領させ申候事賀例也、先代ハ点心、さかなにて候つれ共、近年ゆつけにて看其外種々の調也、勿論進物有、伽衆・猿衆召列乱酒有、猿衆衆へも一折ッ被出候、

右に挙げたのは正月二九日条の後に続く記述である。これによると国衆の参賀は正月の終わり頃から、二月の初め頃に行われていた。個々の日取りは定められておらず、加えて順序の規定もなく、全くの早い者順であった事がわかる。このような国衆の参賀の在り方は、一五日までに一通り参賀が終了する諸郷庄衆・郡衆とは、日程の上でも序列の上でも明瞭な一線が画されていたと言える。

ところで国衆については、前述のように大友氏の有力庶家とする見解⁽⁶²⁾と大神氏の一族とする見解⁽⁶³⁾があり、現在では前者の方が有力である。確かに大友氏の有力庶家が国衆に属する点は首肯できるが、国衆という集団名が大友氏の有力庶家だけを意味

していたとは断定できず、この場合の国衆は豊後国の有力国人領主層と理解すべきである。

とりわけ国衆の中でも佐伯氏は、参賀の際に馬一疋と銭千疋を進上したという。武士の進物の内容は朔日条にしか記載がないため、はっきりした事は言えないが、敢えて「馬一疋・千疋」と明記したのは、進物の内容が他と明らかに異なっていたからではないだろうか。また佐伯氏の場合はその後改めて当主から呼ばれ、宿老同席の上で宴席が設けられている。のみならず大友家当主は参賀の御礼のために、佐伯氏の府内滞在時の旅宿を自ら訪問し、そこで祝宴を催した。この時、先に佐伯氏が進上した馬を牽いて行き、これを佐伯氏が拝領する事が嘉例となっている。右のような佐伯氏の参賀は、国衆の中で最も厚礼なものとして位置付けられ、他の国衆に対する優位が認められる。

ここまででは全て豊後国在住者の参賀であるが、伊予国の三崎氏の参賀に関する記述もある。三崎氏は伊予国宇和郡の佐多岬半島の国人領主で、豊後側の佐賀関とは豊予海峡を挟んで非常に近い位置関係にあった。大友氏への従属は義鑑の代には認められ、義鑑は三崎安芸守に対して兵船の馳走を命じている。⁽⁶⁴⁾三崎氏の場合も佐伯氏と同様、参賀の後に日を改めて宴が催されており、宿老や伽衆も同席していた。ただし佐伯氏のように大友家当主が旅宿を訪問したとは記されていない点で、一段抜いが落ちると判断できよう。

(二) その他の行事について

正月参賀と並んで、家臣団中の序列の表現として重要なのが座次である。

夜に入候て碗飯参候、座敷次第のこと、左右ニ宿老参、其次かつら在国候へは召出候、其次聞次衆、実相寺ハ聞次衆くミませて着座也、医者衆なども被参候、是ハ雲松などの様なる位のかたハ聞次衆より高座也、

右に挙げた正月朔日の碗飯における座次では、基本形としては大友家当主に最も近い左右両側には宿老が座り、続いて聞次衆が座る。宿老と聞次衆の間には「かつら」(未詳)が入るが、これは在国している時に限られていた。実相寺は聞次衆の中に

混じっているから、同格扱いと見做される。また医者衆のうち、一部の者は聞次衆よりも上座に置かれている。

おもての座ハ宿老・聞次・又者小笠原殿・田村殿・実相寺、小笠原殿・田村殿ハ宿老ヨリ上座也、親類衆ハ有合候ハねハ無參上候、実相寺ハ聞次衆クミあハセ參上也、かつら堪忍候へハ同前也、

続いて正月一九日の「簾中かた節」の座次においても、宿老・聞次を基本形としている。ただし、小笠原殿と田村殿が宿老よりも上座に位置している点は注目される。実相寺は朔日と同じく聞次衆と同座であるが、「かつら」も聞次衆と同座で、朔日とは異なっている。

また正月二九日の「大おもて節」の座次では、前二者とは違つて順序を規定する文言はないものの、記載されている順番から座次を読み取る事が可能である。

おもて座敷ハ小笠原殿・田村殿・親類衆・宿老・清田・狭間・聞次・かつら・実相寺・医者衆・斎藤・小佐井・白杵・雄城・本庄・豊饒、其外五十貫・三十貫持たる衆まで前々より参つけたる衆、被召出候、近年深柄・若林末座ニ召出候、自然同名之衆一度ニ召出候時者、公役前後次第候、又入組ある衆ハ左右ニなおし候、

まず小笠原殿・田村殿は一九日と同様に宿老よりも上座で、全体の筆頭に位置した。加えてここでは親類衆も宿老よりも上座にある。宿老の後には清田氏・狭間氏が記されている。清田氏は国衆の一員であるが、⁽⁶⁵⁾「清田ハ程近候間、毎年召候、」(同日条)とあり、居所が近いためと呼ばれていたと説明されている。狭間氏については参列の理由は明記されていないが、ここでは国衆の清田氏に近い扱いと見られる。清田氏が聞次よりも上座であるから、国衆と聞次では国衆の方が上位に位置付けられていたと判断できる。

続いて座るのは聞次衆・「かつら」・実相寺・医者衆である。これらは朔日・一九日の様相から見ると一括と見做し得る。問題は斎藤以下の諸氏であるが、いわゆる国衆クラスの領主層ではなく、出自も一様ではない。ただ早い段階から年寄に任じていた苗字が多く、⁽⁶⁶⁾大友有力庶家が多く参入する義鑑代以前から、大友家の年寄を占めていた家々と見られ、また、比較的大友

氏の館から近い地域に居住していた者達とも見られよう。注目すべきは「五十貫、三十貫持たる衆まで」という文言であり、分限の大小を基準にした区分が存在した事が分かる。

ところで右の三例に近辺衆は登場しない。近辺衆は正月朔日の椀飯や、二九日の「大おもて節」の記述を見る限り、参列する側ではなく運営する側にあつたと見られるので、聞次衆との間には明確な格差が存在したと考えられる。

一九・二九日にあつて最も上位に位置付けられているのは小笠原氏と田村氏である。繰り返しになるが、正月参賀では小笠原氏は二日の一番目で、親類衆より上位に居り、田村氏は朔日の四番目であるが、椀飯担当の志賀氏を除けば親類衆に次ぐ三番目に当たつた。小笠原氏について言えば、正月二〇日に行われた犬追物終了後の振舞において、唯一大友家当主と肩を並べて馬上のまま酒を飲む事が許されており、いかにその地位が高く評価されていたかが窺える。同氏は、室町將軍家の弓馬師範であつた京都小笠原氏⁽⁶⁷⁾の一族で、豊後国に下向して大友氏に故実を伝授した事が明らかにされている⁽⁶⁸⁾。また、田村氏については大友氏の同族であり、室町將軍家の家臣であつたとされている⁽⁶⁹⁾。因みに田村氏の家文書には、足利義輝が田村親康に毛氈靴覆・白傘袋の使用を免許した御内書があり⁽⁷⁰⁾、同氏が足利氏と直接の主従関係にあつたと同時に、毛氈靴覆・白傘袋認可の点では大友氏と同様であつた事⁽⁷¹⁾が分かる。

別の行事に目を移すと、八朔において進上された馬の取り扱い方に関する記述が注目される。八朔とは、八月朔日に日頃世話になつている目上の者や親しい者に品物を贈つて昵懇を頼む行事であり、大友家では方々から祝儀言上の使者が到来し、贈答が交わされていた。

田原・南北衆の馬ハ返馬遣候、佐伯にハ進上の馬を其まゝ遣候、高田庄・野津院・丹生庄などの政所役所ニ付て一疋進上申候、何茂家ニ付て進上候ハ返馬有也、人により二疋たて申候ハ彼職存知之故也、朽網ハ牧所持に付て代々三歳の馬參候、たまなはをさす也、是をば日州土持ハ毎年遣也、

先に佐伯氏の場合を見ると、進上した馬がそのまま下賜されていた。佐伯氏は正月参賀でも馬を一疋進上し、しかも進上し

た馬はそのまま大友氏から下賜されているので、全く同じ作法である。一方「田原・南北衆」が進上した馬は、「返馬」とある。佐伯氏においては「其まゝ遣候」と表記されているから、これと同様の作法とは解釈できず、恐らく返すにしても日時を改めたか、あるいは違う馬が選ばれたのではないかと思われる。よってここでも「田原・南北衆」と佐伯氏の間には扱い方の違いが認められる。

続いて諸郷庄の政所に関する規定があり、政所に任じていた者は自家で進上する分一疋と、政所役所から進上する分一疋の、合計二疋を用意しており、そのうち家の分一疋は「返馬」された。そして朽網氏が所持していた牧から進上した三歳馬は、日向国の有力国人土持氏に下賜されている。朽網氏の牧が「当所名物」と称されていた事は既に述べた通りであり、そこで産する馬は評判が高かったからこそ厚礼の意で土持氏に下賜されていたと考えられる。

このように八朔に進上された馬の扱い方からも、各人への対応の相違が認められる。最も厚礼であったと見られるのは土持氏で、次いで佐伯氏、その次が田原氏ら他の国衆である。諸郷庄の政所についてはやや性格が異なるので、国衆と同格とは判断できないであろう。これら以外には馬が返されなかったため、大きく分けて国衆とそれ以外の区別と理解される。

以上で進めてきた考察をまとめてみると、大友氏家臣団は①年寄・親類衆等②諸郷庄衆・郡衆③国衆④豊後以外、という四つの系列に基づいて編成されていたと考えられる。これらの関係は、直接の上下関係を基調として縦一列に並んでいたと言うよりも、大友家当主との親疎関係の相違に従った同心円状をなしていたと理解される。

①においては次のように、性格の異なる二つの系列が存在する。

a、年寄・聞次衆・近辺衆

b、親類衆・小笠原・田村・かつら・丸山・実相寺・医者衆

aは大友氏の領国支配を実質的に担う部分であり、年寄↓聞次衆↓近辺衆の順に序列が存在し、①の基本形を構成する。これに対しbの具体像は未解明である。⁽⁷²⁾

②の諸郷庄衆・郡衆の間には、大友家当主との親疎関係によって諸郷庄衆↓郡衆の順序が見られるが、それは身分上の格差とは言い難い。むしろ各集団内部、諸郷庄衆で言えば個々の郷・庄内部に序列が存在したと考えられる。

③の国衆は大友家当主との親疎関係の面では豊後国内で最も疎遠であるが、身分上は年寄に次ぐ高位に位置していた。また国衆内部にも序列があった。

④は大友氏の分国全域のうち、豊後以外の国々の領主を指す。③と④の間にどのような相違があるのか、④についてはあまり記述がないので不明瞭であるが、伊予国の三崎氏や日向国の土持氏の例を見る限り、豊後の国衆と同等か、あるいはそれ以上の高い位置にあった者がいたと見る事ができる。反面で②に近い位置付けの者がいた可能性もあり得るので、一律であったとは思われない。この問題については今後の課題としたい。

おわりに

大友家年中行事に登場する諸々の身分集団を検出し、それらによって構成される大友氏家臣団の秩序形成の在り方について、考察を行ってきた。ここでもう一度、検討の結果を確認しておきたい。

第一に、「当家中作法日記」は大友家の年中行事について、同氏の全盛期と重なる永禄年間後半頃から天正年間前半頃の様相を基準に、それ以前や以後の時期との相違を段階的に踏まえながら記述したものである事が判明した。さらに本書に記されている大友家の年中行事が一通り出揃った時期は、義鑑代後半～義鎮代前半より以前にまで遡り、それが時期の下降に従って、徐々に内容が変化していった事が明確になった。以上の事から「当家中作法日記」が戦国期、とりわけ全盛期の大友氏の年中行事を記録した、信頼し得る史料であるという結論に達した。

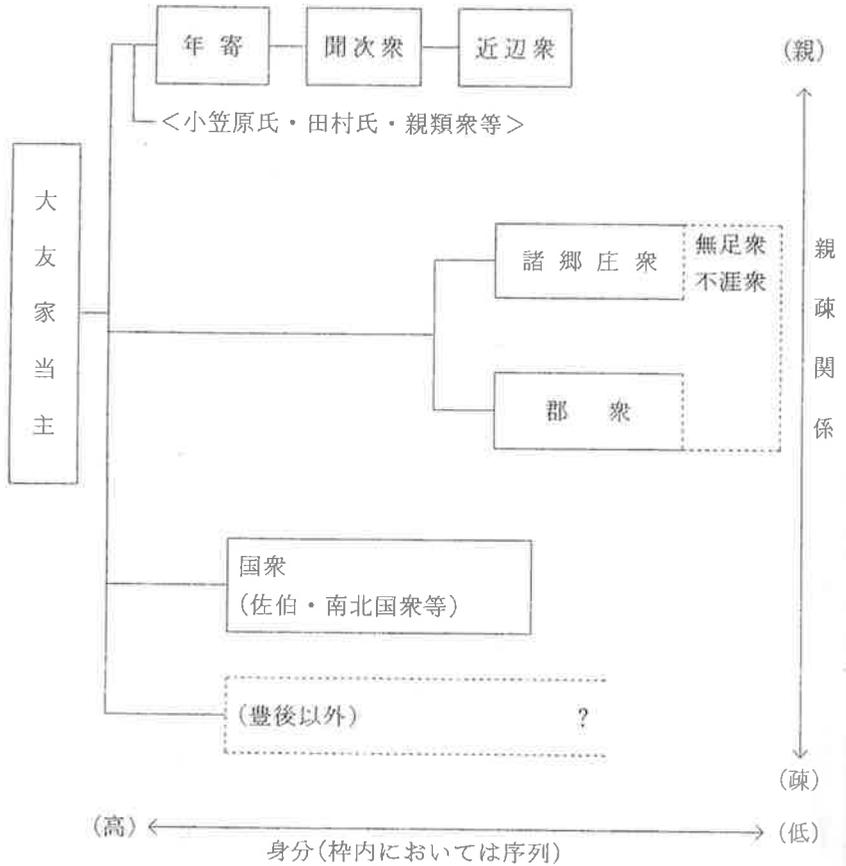
第二に、家臣団中の諸集団がどのような位置関係にあったかという、秩序形成の在り方を個別に確定した。大友氏の家臣団編成は、各集団が上位から下位へと一直線に並んでいるような整然としたものではなく、複数の系列の中でそれぞれに序列が

存在すると同時に、異なる系列に属するものとの間にも、全体として見れば序列が存在するような構造であったと考えられる。この家臣団編成像を敢えて図化してみると、図1のようになる。

これにより大友氏の家臣団は、従来から指摘されてきた門閥を基準にした同紋衆・国衆・新参衆の三区分による編成ではなく、より多様な要素を盛り込んだ編成がなされていた事が明らかになった。それは具体的に言うとな年寄を始めとする機構や、また郷・庄ひいては国単位に至る地縁的な結合、さらには小笠原氏等のような中央における身分が挙げられる。本稿で提示した大友氏の家臣団編成の在り方は、福川一徳氏の説に近いと言えるが、大友氏家臣団を構成する集団は福川氏が挙げた四つ（御一家衆・近辺衆・国人衆・郡郷庄衆）に止まらない点は、既に指摘した通りである。同時に「当家中作法日記」の基本的な記述が義鎮代後半から義統代前半頃を記録したものと判断される以上、図のような家臣団編成像はその時期の様相を示しているものと理解される。果たして福川氏が述べたように、義鎮代の初期以降に編成方式が転換されたかどうかについては、なお検討を重ねていく必要がある。

以上のような大友氏の家臣団編成像は、戦国期の大名権力による家臣団編成が、従来重視されてきた大名との血縁関係や親疎関係以外の要素をも、基準として採用していた事を示している。その一つは領国内部において大名の意図とは別個に形成されてきた、いわば地域的な秩序であり、もう一つは領国内に止まらず、全国的なレベルでの秩序が挙げられる。前者については、例えば国衆に属する大友氏の有力庶家に見られるように、大名との血縁関係ではなく豊後国内での身分を基準として編成されており、大名との血縁よりも地域的秩序の方が優先されると理解できる。また後者については、例えば小笠原氏らに見られるように、京都など領国外部から移住してきた者に対して、移住以前の身分が勘案され高い地位が保証されている。すなわち領国外の秩序と領国内の秩序の連続性を窺う事が可能である。よって大名の家臣団は、大名側の意図に基づいた編成の占める範囲は非常に限られたものであり、同時に領国外部から隔絶した性格のものではなく、むしろ連続性を有するものであったと考えられる。

図1. 大友氏家臣団の編成像



※「大友義一文書」当家年中作法日記(『大友』三一、九号)を元に作成。

- (1) 村田修三「戦国大名毛利氏の権力構造」(『日本史研究』七三、一九六四・七)。矢田俊文「戦国期毛利権力における家来の成立」(『日本中世戦国期権力構造の研究』塙書房、一九九八・五、初出は一九八二・六)。
- (2) 田北学『増補訂正編年大友史料』以下、大友と略す(一五、二〇四頁の註釈)。
- (3) 外山幹夫『大名領国形成過程の研究——豊後大友氏の場合——』(雄山閣、一九八三・一)本論第二編第二章第一節「家臣団の編成」。
- (4) 『大友』一五、三六七号。
- (5) 『大友』一五、三六九号。
- (6) 橋本操六「大友家臣の氏姓門閥——国家の解釈——」(『大分県地方史』一二三、一九八六・九)。
- (7) 福川一徳「大友氏」(山本大・小和田哲男編『戦国大名家臣団事典西国編』新人物往来社、一九八一・六)。
- (8) 「豊後国諸侍着到」(芥川龍男「豊後諸侍着到」の復原と伝存事情」(『大分県地方史』一〇八、一九八三・二))。
- (9) 「大友義一文書」(『大友』三〇、三二)。
- (10) 「御当家御書札認様」「当家筆法之抄条々」「公方様当家条々要目」「当家年中作法日記」など(いずれも『大友』三二)。
- (11) 『大友』三一、三八頁・五五頁・一七二頁参照。
- (12) 「当家年中作法日記」をはじめとする大友家所蔵の故実書は、これまでの大友氏研究において非常に重要な位置を占めており、史料として活用した研究は枚挙に暇がない。「当家年中作法日記」の史料的价值について、木村忠夫氏は「『当家年中作法日記』の筆者宗蔽は、大友義統であるからして信用していいと思う」と述べ、積極的な評価を与えられている(同「耳川合戦と大友政権」(『戦国大名論集7 九州大名の研究』吉川弘文館 一九八三・一二、初出は一九七二・八)の註96を参照)。

本書には奥書があり、文禄四年乙未十月吉日付で「宗蔽」の署名と花押が記されている。宗蔽は大友義統の法名であるが、同時期の義統発給文書の署名には義統の号「中庵」が用いられている。花押の方は、同じ大友家所蔵の故実書「公方様当家条々要目」(『大友』三一、

三号)「公方様当家条々要目複本」(『大友』三〇、一六号)にも同じ型のものが見られるが、管見の限りでは同時期の義統発給文書の中で、同型の花押は確認できない。つまり署名・花押ともに同時期の義統発給文書の様式とは異なっているので、一見して義統の署判と断定するのは早計であろう。

そこで、本書が従来評価されてきたように、文禄四年に大友義統によって書かれたものである可能性と、そうではなく後世に義統に仮託して記されたものである可能性の二つが想起される。前者の場合、問題となるのは奥書の署判である。署名「宗敵」については、同時期の発給文書には「中庵」の号が用いられてはいるが、法名と号は別物であって当時全く法名が使われなくなっていたわけではない(一例を挙げると「大友家文書録」文禄四年比定の三月二日付大友中庵書状写、『大分県史料』三四、一三二一六号)では「宗敵進退外聞可然罷成候者、……」とある)。また花押は同書が故実書という性格のものであるが故に、意図的に書状等の発給文書とは使い分けて別個の花押を用いていたとも考えられる。つまり署判が同時期の発給文書と異なっても、その事が直接に本書の信憑性の否定に繋がるかどうかは、なお検討の余地があると思われる。

一方、後者の場合は、本文で検証しているように、本書には戦国期の大友氏の家臣や年中行事の実状がかなり正確に記録されている。このような内容を、大友氏と無関係の人物や時期的に大きく隔たっている人物が書いたとは考えられない。本書の作成者は、戦国期の大友氏の故実に詳しい同氏関係者である可能性が高く、また本書が執筆された時期も文禄年間からさほど大きく下らない近世初頭頃と推察される。よって「当家中作法日記」が、もし何者かにより義統に仮託して作成されたものであったとしても、その内容は決して荒唐無稽な作り話ではなく、戦国期の実態が充分に反映されていると考えられる。

- (13) 加藤秀幸氏は「天正年間の盛時を懐古して記録したものであらう。」(同「武家年中行事中正月規式の座次について」(『日本歴史』四一五、一九八二・一二))と推定し、また武田信也氏は「吉統が当主であった大友末期の天正頃に行われていた行事を中心に義鑑・宗麟時代の年中行事を加えて作成されたものと考えられる。」(同「武家故実の地方展開に関する一考察(2)」——大友武家故実の形成と展開——」(『大分県地方史』一八二、二〇〇一・一一))と述べている。

(14) (A) (C)のうち、二つ以上に跨がって登場する人物(浦上宗鉄等)については、対象から除外しておく。

(15) 「詫摩文書」元龜四年(一五七〇)二月二日付鳥羽紹佐等連署請取状(『大分県史料』以下、大分と略す)一一、一七四号)には、差出書に「鳥羽平兵衛入道 紹佐(花押)」とある。

(16) 「内田文書」年月日未詳山上衆知行目録写(『熊本県史料』以下、熊本と略す)二、一八頁)に「飽田郡セハキノ内一所式町 田尻因幡守」と記されている。この史料には大友義統の袖判が写されており、その花押は福川一徳氏の編年(福川一徳「戦国期大友氏の花押・印章編年考」『古文書研究』三一、一九八九・九、なお以下では福川編年と略す)によると天正三年(同七年頃)に比定される。

(17) 「大分社文書」天文二四年(一五五五、弘治元)一月六日付志賀鑑米鳥目等渡状(『大分』九、四〇二号)には宛所に「松崎左京亮殿」とある。また「永弘文書」年末詳二月一日付松崎鑑貞書状(『大分』六、二二九二号)の包紙上書には「松崎左京亮鑑貞」とあり、異筆ではあるが「天文廿二」と記されている。因みに文祿の役当時の「豊後国諸侍着到」(前掲註8)の中に「松崎左京亮」の名がみられるが、鑑貞と同一人であるかは定かでない。

(18) 「大友家文書録」文祿二年(一五九三)山口表供奉堪忍衆交名(『大分』三三、一八五五号)に「御舟之衆石垣十郎」とある。

(19) 「大友家文書録」文祿三年(一五九四)大友氏家臣団交名(『大分』三四、二三二二号)に、「竹田津美濃入道」の名がある。

(20) 戸次左近大夫(鎮連)は、「立花文書」天文一九年(一五五〇)比定の三月二日付大友義鎮継目安堵状(『大分県先哲叢書 大友宗麟資料集』以下、先哲と略す)一、七九号)に幼名千寿が見られる。天正一四年(一五八六)に鳥津氏の軍勢が豊後に侵入した際、これに通じたため後に義統に誅伐されたと見られ(福川前掲註7、戸次鎮連の項)、その後は史料上で確認できない。

(21) 「田尻文書」天文一七年(一五四八)頃比定の九月一〇日付小田部鑑〇副状(『佐賀県史料集成』以下、佐賀と略す)七、九三頁)の包紙上書には「小田部民部少輔 鑑」と記されている。「青柳種信関係資料」弘治二年(一五五六)八月三日付臼杵鑑統書状写(吉良国光「小田部氏関係史料」(『福岡市博物館研究紀要』創刊号、一九九一・三三)の宛所には、「小田部民部入道殿」とある。「行弘文書」元龜四年(一五七三、天正元)八月一日付大友家年寄連署奉書(『先哲』四、一四九九号)によると、筑前国早良郡山門庄のうち「小田部民部入道」の

領地は原田彈正少輔への宛行の対象から除外されていた。

- (22) 「堤文書」永祿九年(一五六六)比定の三月一三日付大友家年寄連署書状(『先哲』三、九五〇号)の宛所の一人に「齋藤下野守殿」が見える。

- (23) 「蟬瀬文書」永祿元年(一五五八)比定の三月一六日付田原親賢書状(『大分』八、五〇七号)の宛所に「野上越中守殿」が見える。「堤文書」永祿九年比定の三月一三日付大友家年寄連署書状(『先哲』三、九五〇号)の宛所には、「野上越中入道殿」と記されている。

- (24) 「薬師寺文書」年未詳八月朔日付大友義統書状(『大分』一二、四二二号)には「猶吉良越中入道可申候」とある。この文書は義統の花押から、天正八年(一五八〇)頃(一五八〇)頃)頃)に比定される(福川編年による)。「大友家文書録」天正一七年(一五八九)比定の七月二〇日付大友吉統書状写(『大分』三三、二一九六号)にも、越中入道の名が見られる。

- (25) 「佐田文書」天正八年(一五八〇)比定の一月四日付大友義統感状写(『大分』八、一〇三号)に「猶野上伯耆入道可申候」とある。

- (26) 「宮師文書」天文二年(一五五二)比定の五月八日付大友義鎮書状(『大分』九、二六四号)に、「猶志賀伊賀入道・石垣大藏少輔」の文が見られる。「大友家文書録」年未詳二月二三日付大友義統知行預ケ状写(『大分』三四、二二七九号)では、鶴原淡路入道に「石垣大藏少輔上表之地十貫文」等が預け置かれた。この文書は花押影から天正九年(一五八二)頃)に比定される(福川編年による)。

- (27) 「田尻文書」元龜元年(一五七〇)比定の八月九日付大友宗麟感状(『佐賀』七、一八八頁)に「猶雄城播磨守・上野兵部少輔可申候」とある。「大友家文書録」天正八年(一五八〇)比定の三月一七日付大友義統感状写(『大分』三三、一九一八号)には、宛所の一人に「上野兵部少輔殿」が見える。

- (28) 臼杵鑑速は天正二年(一五七四)五月八日に死去したとされている(堀本一繁「龍造寺氏の戦国大名化と大友氏肥前支配の消長」(『日本歴史』五九八、一九九八・三)の註40を参照)。

- (29) 「大友家文書録」永祿四年(一五六二)比定の一月二日付大友義鎮感状(『大分』三二、一四三八号)の宛所に「臼杵掃部助殿」とある。

「竹中文書」天正一五年(一五八七)九月二五日付原鎮元等連署打渡状(『豊後国荘園史料集成』五下、五一五頁)の差出書には「臼杵掃部助

鎮栄(花押)」と記されている。

(30) 「大友家文書録」天正六年(一五七八)二月二〇日付大友家待屋奉行連署書状写(『大分』三四、二五八七号)の差出書には「田北内蔵助 鎮直 判」とある。「田北日出夫文書」天正一三年(一五八五)比定の閏八月二一日付大友義統継目安堵状(『大分』一三、四三二号)では

「舎兄内蔵助統貞跡目」を田北源次郎が相続しているので、鎮直・統貞のいずれかが該当すると思われる。

(31) 「薬師寺文書」年未詳卯月二七日付大友義鑑書状(『大分』一二、四〇八号)には宛所に「薬師寺備後守殿」とあり、発給年次は天文五年(同一一年(一五三六)四二)頃と推定される(福川編年による)。「速吸社文書」天文二二年(一五五三)九月二〇日付海部郡佐賀郷公領地検帳(『大分』一二、二六二号)には「一浦尻 納所あり薬師寺備後抱」という一筆が記されている。「薬師寺文書」年未詳七月七日付大友宗麟継目安堵状(『大分』一二、四一四号)によると「伯父備後守鑑直跡目」を右馬允が相続しているが、その時期は宗麟の花押から永禄七年(元亀三年(一五六四)七二)頃に比定される(福川編年による)。

(32) 文禄の役当時の「豊後国諸侍着到」(前掲註8)に戸次衆として「板井左京亮」の名があるが、この左京亮は左京入道と同一人物というよりも、左京入道の子と推定できよう。

(33) 「大友家文書録」天正六年(一五七八)二月二〇日付大友家待屋奉行連署書状写(『大分』三四、二五八七号)の差出書に「小原加賀入道休 真判」とある。

(34) 「帆足琢磨文書」永禄一二年(一五六九)比定の閏五月二六日付大友宗麟書状(『大分』一三、四三四号)によると、宛所の一人に「野上大和守殿」が見える。「野上文書」元亀元年(一五七〇)比定の八月二四日付大友宗麟感状(『大分』一三、五二八号)にも宛所に「野上大和守殿」とある。「大友家文書録」天正一五年(一五八七)比定の八月二八日付大友義統書状(『大分』三四、二四三三三号)には、「大和入道死去 候間、…」という文言が見られ、この時点で死亡している。

(35) 「大友家文書録」年未詳一〇月一日付大友宗麟知行預ケ状(『大分』三二、一六〇八号)で、宗麟は藤兵衛入道に知行を預け置いているが、その旨を伝えた「同右」一〇月一日付大友家年寄連署書状(『大分』三二、一六〇九号)の連署者から、発給年次は永禄五年頃(一二

年(一五六二〜六九)頃に比定される。

(36) 吉弘宗俊は永禄一〇年頃から同時代史料上で確認できる。「吉弘文書」天正六年(一五七八)比定の一〇月二二日付大友三非齋書状(『大友』二四、一一五号)の宛所に「吉弘加兵衛入道殿」とあり、これが終見と考えられる。

(37) 文禄の役当時の「豊後国諸侍着到」(前掲註8)では、野津院衆の項目の中に「広田大膳入道」の名が見られる。

(38) 「大友家文書録」天正九年(一五八一)比定の一〇月一七日付大友義統感状写(『大分』三三、一八二七号)には「猶桜井加賀入道可申候」とある。「蒲池文書」天正一五年(一五八七)比定の五月一七日付大友義統書状(『大友』二七、五四八号)には「然者対桜井加賀入道一通之趣、具加披見候」と記されている。

(39) 「大友家文書録」天正一四年(一五八六)比定の卯月六日付大友宗滴書状(『大分』三三、二〇九一号)の宛所に「古庄丹後入道殿」が見られる。

(40) 『大分県史 中世篇三』(大分県、一九八七・三)第七章第二節「武家の生活」。

(41) 「宮師文書」一二月二六日付大友親治書状(『大分』九、二七四号)。

(42) 『大分』九の当該史料の注記では、用いられている親治の花押を明応七年以前に比定している。

(43) 「池辺氏保管文書」一二月二八日付大友宗麟書状(『大分』九、四三六号)。「同上」同月日付大友義統書状(『大分』九、四三七号)。

(44) 「志賀文書」応永一〇年一月一五日付左衛門尉某・沙弥某連署奉書(『熊本』二、五七四頁)。

(45) 「同右」天文元年一二月一九日付大友家年寄連署書状(『熊本』二、六一一頁)。

(46) 「岐部文書」正月一日付大友義鑑書状(『西国武士団関係史料集』以下、西国と略す)二、五九頁)。「同上」同月日付大友義鎮書状

(『西国』二、八四頁)。「右田文書」同月日付大友義鎮書状(『先哲』一、二九〇号)。

(47) 「三苦文書」正月二九日付大友親治書状(堀本一繁「福岡市博物館所蔵「三苦文書」」(福岡市埋蔵文化財調査報告書六二二集『香椎B遺跡』二〇〇〇・三一)号)。

- (48) 「薬師寺文書」五月二日付大友義長書状(『大分』一二、三九七号)、「同上」二月四日付大友義長書状(『同』一一、三九八号)。
- (49) 「大倉氏採集文書」六月三日付吉弘鑑理・田北鑑生連著書書状写(東京大学史料編纂所蔵影写本)。なお府内の祇園会については鹿毛敏夫「中世豊後府内の祇園会と大友氏」(日本史攷究会編『時と文化——日本史攷究の視座——』総合出版社歴史研、二〇〇〇・一一)に詳しい。
- (50) 「田北憲明文書」七月五日付大友義鑑書状(『大分』一三、四一四号)。
- (51) 「大津留運文書」八月一日付大友親繁書状(『大分』二五、五二二号)。「大友家文書録」同日付大友親繁書状写(『大分』三一、三五七号)。「曾根崎元一文書」同日付大友親繁書状(『大分』九、五一一号)。
- (52) 「碩田叢史」天文五年二月二日付朽網宗歴条々事書写(『大友』二三、五〇九号)。
- (53) 「柞原八幡宮文書」一二月二四日付大友政親書状(『大分』九、一三一号)。「賀来惟康文書」一二月一五日付大友政親書状写(『大分』三五、三四一号)。
- (54) 正月二日条の参賀関連の箇所「諸侍しらへ候間、郷庄給人ハ十五日迄、何茂以著到被申、盃給也、」とある。ただし「郷庄給人」と限定されている点から、家臣団全体が対象となったとは考えられない。
- (55) 前掲註4参照。
- (56) 聞次衆について外山幹夫氏は「大友氏の側近にあつて、家臣との連絡にあたる役」とする(前掲書註1第一章、五七五頁)。
- (57) 近辺衆については、既に橋本前掲註3、福川前掲註4において存在が指摘されてはいるが、説明はなされていない。
- (58) 外山前掲書註1、四五六頁。
- (59) 丸山越中守は、「清原宣雄所蔵文書」七月二日付丸山清忠書状(『大分』二五、三三六号)の包紙上書に「丸山越中守 清忠」とあるので、その実在と実名清忠が判明する。しかし同書状は伊勢御師の福島塩焼大夫に、御被大麻等を拝領した由を報じた礼状であり、大友氏家臣団における地位等を窺う事はできない。また発給年次も明らかではない。
- (60) 福川一徳「戦国期大友氏の軍事編成について——「同心」感状の分析を通じて——」(『法政史学』二八、一九七六・三二)

(61) 外山前掲註1、本論第二編第三章第一節「既存の組織・主従制の利用」。

(62) 田北前掲註1、橋本前掲註3。

(63) 外山前掲註2。

(64) 「弥富文書」一二月三日付大友義隆書状写(福岡県立図書館所蔵マイクロフィルム)。なお三崎氏の大友氏への従属については、福川一徳「戦国期における伊予と豊後——水軍をめぐる諸問題——」(『地方史研究協議会編『瀬戸内社会の形成と展開——海と生活』雄山閣、一九八三・一〇)に指摘がある。

(65) 清田氏が国衆に属する事については田北前掲註1、橋本前掲註3で論証されている。

(66) 芥川龍男『豊後大友氏』(『新人物往来社、一九七二・八』所収「大友氏奉行(加判衆)人年表」を参照。

(67) 京都小笠原氏については、二木謙一「室町幕府弓馬故実家小笠原氏の成立」(『同』『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五・五)を参照。

(68) 武田信也「武家故実の地方展開に関する一考察(1)(2)」(『大分県地方史』一七八、一八二、二〇〇〇・八、二〇〇一・一一)。

(69) 芥川龍男「田村文書」(同編『武家文書の研究と目録(上)』お茶の水図書館、一九八八・三)。

(70) 「田村文書」一〇月朔日付足利義輝御内書(『同右』一六一号)。

(71) 「当家中作法日記」によると、大友氏は六月一五日の祇園社参詣等において実際に毛氈鞍覆を使用していた事が分かる。

(72) bの諸氏の位置は、行事により上下が認められるが、整理する左のようになる。

小笠原氏：年寄より上位

丸山氏：小笠原氏より下位、親類衆より上位

親類衆：年寄より上位または下位、田村氏より上位または下位

田村氏：小笠原氏と同等または下位、年寄より上位または下位、親類衆より上位または下位、閑次衆より上位

<会 告>

大分県地方史料叢書在庫のご案内

巻号	書 名	会 員	会 員 外	備 考
1-1	豊後国村明細帳(1)			品切れ
1-2	豊後国村明細帳(2)			品切れ
1-3	豊後国村明細帳(3)	1,800	2,500	
1-4	豊後国村明細帳(4)	1,800	2,500	
1-5	豊後国村明細帳(5)	1,800	2,500	
1-6	豊後国村明細帳(6)			品切れ
1-7	豊後国村明細帳(7)	1,800	2,500	
1-8	豊後国村明細帳(8)	1,800	2,500	
1-9	豊後国村明細帳(9)	1,800	2,500	
2の上	豊 後 国 郷 帳 (上)			品切れ
2の下	豊 後 国 郷 帳 (下)	1,800	2,500	
3-1	豊前国村明細帳(1)			品切れ
4	元禄・天保 豊後国・豊前国郷帳			品切れ
5	佐伯藩温故知新録・古御書写、臼杵藩旧貫史			品切れ
6	豊前国旧県管地沿革記・豊後国各郡沿革記			品切れ
7-1	県 治 概 略(1)	2,500	3,000	
7-2	県 治 概 略(2)	2,500	3,000	
7-3	県 治 概 略(3)	2,000	2,500	
8-1	文化一揆史料集(1)	2,000	2,500	
8-2	文化一揆史料集(2)	2,000	2,500	
8-3	文化一揆史料集(3)	2,000	2,500	

「かつら」：聞次衆より上位又は同等
 実相寺：聞次と同等
 医者衆：聞次衆と同等、一部は聞次衆より上位

(福岡市東区香椎六―三―二二一〇二)